［参考］ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

１　指定職俸給表が適用される範囲

人事院規則九ー二（俸給表の適用範囲）（抄）

（指定職俸給表の適用範囲）
第十五条　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
一　事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
二　外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項 の庁をいう。）の長官
三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
四　国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
五　気象大学校長及び海上保安大学校長
六　経済社会総合研究所長
七　規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
八　規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
九　その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（令和５年４月１日現在）　　９５７人
（ 行政職俸給表（一）適用職員数（　〃　）　　１３９，５２２人 ）

２　ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

＜試算方法＞

① 指定職俸給表適用職員については、上記９５７人全てを含める。

② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。

③ ①②を踏まえて、「令和５年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の２つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

令和５年４月１日現在

区　分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた場合の試算値 B	差　引 B － A
全地方公共団体平均	98.8	98.2	△ 0.6
都道府県	99.6	99.0	△ 0.6
指定都市	99.9	99.3	△ 0.6
市	98.6	98.0	△ 0.6
町村	96.3	95.7	△ 0.6
特別区	98.6	97.9	△ 0.7